

18歳を 迎える君へ

契約について
学ぼう



「法教育」とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育をいいます。

2022年(令和4年)4月某日

私、いつか留学したいから
英会話を習うことにしたの。
明日、体験レッスンに
行くのよ!

ノリコ (17歳)

僕も
海外旅行とかに
興味あるんだ。
一緒に行って
いいかな?

ツカサ (18歳)

英会話教室

どうします?
入会しますか?

今日入会すれば
リスのぬいぐるみが
もらえますよ!

私、入会する!
入会金も
払っちゃおう!

ちょっと家から
遠いけど…
ノリコさんが
入会するなら
僕も!

2週間後

ノリコさん
今日は初レッスン
だね!

私、やっぱり
別の英会話教室に
行くことにしたの!

支払った入会金も
返してもらったわ。

ごめん、ツカサさん
言うの忘れて
たんだけど…。

えー!!

ノリコさんが
行かないなら
僕も…。

やっぱり
やめます。
入会金を
返して
ください。

契約書を
よく見てね!

入会金 20,000円
月謝 10,000円
※退会した場合でも
入会金はお返し
しません。

あれっ…?
でも
ノリコさんは
どうして入会金を
返してもらえ
たんだろ?

それはノリコさんが
17歳だからだよ!

ボクは**ハウリス君!!**
これから
詳しく説明するよ!!

それは残念ね。
でも入会金は
返せないよ!

…ホントだ!!
書いてあるー!!

ぬいぐるみが
しゃべったー!?

詳しくは次ページへ

1 18歳と17歳で何が違うの？

法律が改正され、^{せいねん}「成年」となる年齢が18歳に変わりました。
成年になると^{み せいねんしゃ とり け}未成年者取消しはできなくなります。



民法の改正

2018年（平成30年）6月に、成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする法律*が成立しました。

2022年（令和4年）4月1日以降は、18歳で「成年」と扱われます。 ※「民法の一部を改正する法律」

改正前
民法第4条
年齢20歳をもって、成年とする。

改正後
民法第4条
年齢18歳をもって、成年とする。



ノリコ 17歳 未成年



ツカサ 18歳 成年

同じ高校生でも
18歳の僕は「**成年**」で、
17歳のノリコさんは
「**未成年**」なのか!!

契約における違い

未成年者が契約するときは、親などの^{ほうていだい り にん}法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます(未成年者取消し)。

成年になると、未成年者取消しは適用されず、契約から生じる責任を果たさなくてはなりません。

民法第5条第1項

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

民法第5条第2項

前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

私は親に相談しなかったから、
**英会話教室への入会を親に
取り消されちゃった!!** だから、
入会金が返ってきたの。

※契約を結ぶことなどを
「法律行為」といいます。
おこづかいや仕送りの範囲
なら一人でも契約できます。



18歳は「未成年者取消し」
の対象にならないのか…。
消費者トラブルに巻き込ま
れたりしないかな…。



確かに注意は必要だけど、
いいこともたくさんあるよ！
社会には人生を豊かにする**契約**が
たくさんあって、成年になれば、
それを自分の判断で決めることが
できるんだ！



身近な契約の例



欲しいものを買う
= **売買契約**



部屋を借りる
= **賃貸借契約**



就職をする
= **雇用契約**

成年になると、今までよりももっと自由に、そして主体的に社会に参加できるようになります。その手段のひとつが「契約」です。

自信をもって社会で活躍できるよう「契約」について一緒に勉強していきましょう!!

2 契約の基本について学ぼう

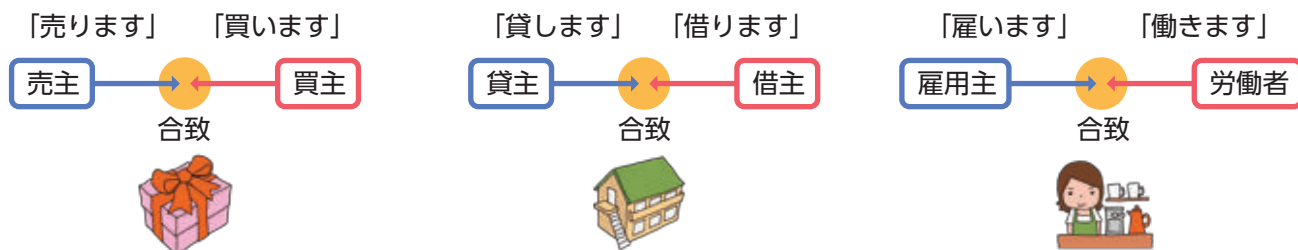
私たちは、毎日の生活の中で、色々な契約を結びます。

契約自由の原則についてしっかり頭に入れましょう。



契約とは

契約は、**当事者双方の意思表示（考えを表すこと）が合致すること**によって成立するものです。



契約自由の原則

契約は**当事者の自由な意思に基づいて結ぶ**ことができます。当事者間で結ばれた契約に対しては、国家は干渉せず、その内容を尊重しなければなりません。これを**契約自由の原則**といいます。

「契約を結ぶかどうか」、結ぶとしても「誰と結ぶか」、「どのような契約内容にするか」について、当事者は自由に決めることができます。

サッカー選手の年俸はそれぞれ違うけど、あれは選手ごとにチームとの契約の内容が違ってこと？



そのとおり!! 選手とチームが交渉して、契約を結ぶか、また結ぶとしてどんな内容にするかを決めるんだ。



私も美容室を選ぶときは、料金やサービスを見比べて選ぶけど、それも契約自由の原則と関係あるの？

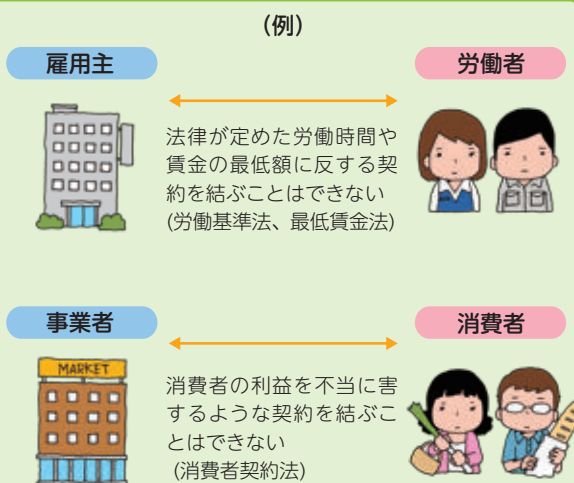


そうだよ。この原則があるから、いろいろな選択肢の中から、自分の目的や条件に合ったものを選んで契約することができるんだ。

契約自由の原則の例外

契約を結ぶ当事者の中には、「雇用主と労働者」、「事業者と消費者」など、必ずしも対等な関係とはいえないものがあります。このような関係において「契約自由の原則」を貫くと、力のある者に有利な契約ばかりが成立することになりかねません。

そのため、労働者や消費者といった立場の弱い者を保護する観点から、一定の関係においては、法律によって**契約自由の原則の例外**が設けられています。



自分で選んでみよう!

3 自分の目的や条件に合ったものを選ぼう!!

このゲーム機ほしいな…
6万8000円も
するの〜。

大手家電量販店
「ホームデンキ」

中古品は
どうかな？

フリマサービスアプリ
「赤れんが」

僕も
そのゲーム機
持ってるよ。

もう
十分に遊んだから
**売って
あげようか？**

今ある貯金は
5万円
来月バイト代が
1万円入るけど
まだ足りない…。

あ、ネットなら
1万5000円のが
ある！

**クラスメイト
タミオ**

えー、マジ？

		大手家電量販店 「ホームデンキ」	フリマサービスアプリ 「赤れんが」	クラスメイト 「タミオ」
商品に関する情報	販売価格	6万8000円（税込） 価格の10%ポイント還元	1万5000円（税込） 送料1500円	3万5000円
	新品か 中古品か	新品	中古品 （1年間使用との説明あり）	中古品 （半年間使用との説明あり）
	コントローラー の個数	1個	1個	2個
	現物を 確認できるか	確認可	確認不可 写真あり	確認可
	支払方法	現金払い、クレジットカード 払い、電子マネー各種対応	クレジットカード払い コンビニ払い	現金払い

選択肢はこの3つ
あなたなら
どれを選ぶかな？



あなたの目的や条件を整理しよう!!

- 1 すぐに必要か？
必要 そうでもない
- 2 価格はいくらまで？
_____ 円まで
- 3 新品か、中古品か？
新品 中古品
- 4 現物を確認したいか？
絶対したい しなくてもよい
- 5 支払方法は？

- 6 その他のこだわり



- だから、私は _____ を選ぶ
- 決め手は _____

ハルコ 参戦!!

今の貯金じゃ
新品は無理だから
すぐにほしいなら
赤れんがか
タミオさんに
なるわね。

なるべく
安いのがいいな。

赤れんがが
一番安いけど
中古でも
いいの？

値段が安すぎるのは
少し心配よね…。
タミオさんに
現物を見せて
もらって
決めたらどう？

うん！そうだね！
ついでに、もう少し
安くならないか
聞いてみようかな〜。

いいよ！
…でも
できれば
現物を
見たいな。

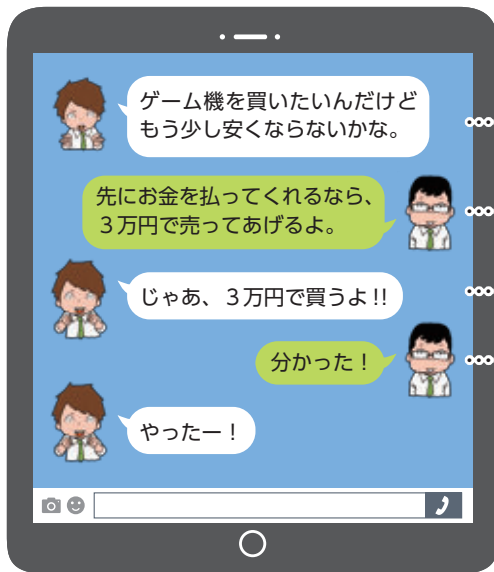
4 契約はいつ成立するんだろう？

お互いの意思表示が合致すると契約は成立します。

原則として、口頭の約束でもよいとされています。



Q ツカサさんとタミオさん^{タミオさん}の間では、いつ「意思表示の合致」があったといえるかな？



僕とタミオさんの意思表示が合致したのは値下げについて合意した②の時点じゃないかな。

②の時点では、ツカサさんは「3万円でタミオさんのゲーム機を買う」とは言っていないよ。契約が成立したのは、ツカサさんが3万円でタミオさんのゲーム機を買った③の時点じゃないかしら？



③の時点が、正解!!

①は契約を結ぶ前の交渉だね。
②でタミオさんがツカサさんに契約の申込みをし、
③でツカサさんがこれを承諾したことで、
二人の意思表示が合致したんだね!!

Q 契約が成立したらどうなるの？

契約が成立すると、契約をした当事者には、それぞれ権利と義務が発生します。



売主

- ・代金の支払いを求める権利
- ・ゲーム機を引き渡す義務



買主

- ・ゲーム機の引渡しを求める権利
- ・代金を支払う義務

僕はタミオさんに対して、「ゲーム機の引渡しを求める権利」を手に入れたと同時に、「代金を支払う義務」を負うのか!!



column

口頭でも契約が成立するのに、どうして契約書を作るの??

車や不動産の購入や継続的に通う英会話教室等の契約では、多くの場合、契約書を作成します。

契約書を作成するのは、**契約内容を明確にし、合意した内容を確認できるようにするため**です。

ひとたび契約書を作ると、その契約書は、そこに書いてあるとおりの契約をしたことを示す大きな証拠になります。

後で契約をめぐるトラブルになるのを避けるためにも、契約書に書かれている内容を確認し、契約書の記載内容に納得できるかよく考えることが大切です。

また、契約書は必ず保管しておきましょう。



5 契約の拘束力について学ぼう

契約した当事者は、契約した内容を守らなければなりません。

このように一度、契約が成立すると、こうそくりく拘束力が生じます。



Q ツカサさん  は タミオさん  にコントローラーをもう1個持ってくるよう求めることはできるでしょうか？



コントローラーは、2個の約束だね。

そうだけど、見当たらないんだよ...
1個でも遊ぶことはできるから、
問題ないでしょ？



タミオさん!
それは違うよ!!



契約の拘束力

一度契約が成立すると、合意した内容をお互いを守る義務が発生します。契約した内容と違うことをしたり、一方的な都合で契約を解消することはできません。これらを認めてしまうと、皆が安心して契約を結ぶことができなくなるからです。これを「**契約の拘束力**」といいます。

もし相手が契約どおりのことをしない場合、相手に契約した内容を実現するよう求めることができます。

check

クーリング・オフ制度

キャッチセールスや電話での勧誘など、消費者トラブルが発生しやすい取引については、一定の期間内であれば理由を問わず、契約をやめることができます。

詳しくは、『社会への扉』5～6ページ(消費者庁発行)を見てみよう!



消費者庁HP



やっぱりタミオさんは
コントローラーを
もう1個持ってこない
といけないんだね!!

タミオさんは、契約
の内容を守らないと
いけないんだよ。



column

引き渡された物に問題があったとき、何かできることはある??

- ① **売買契約で引き渡された物が契約で決めた内容と違うとき**
→買主は売主に、**その物の修理や補充、新しい物との交換**を求めることができます。
 - ② **売主が①の修理や補充、交換の請求に応じないとき**
→買主は売主に、**代金の減額**を求めることができます。
 - ③ **引き渡された物が完全に壊れていて修理ができないときなど**
→買主は**契約を解除**して、売主に代金の返金を求めることができます。
- その他に、買主に損害が生じていたときは、その損害を金銭で賠償してもらえる場合があります。
- ※ 売主が物を引き渡さないときは、③と同様に買主は契約を解除して売主に代金の返金を求めることができます。

【例】



売主

①ゲーム機を修理してください
(又は、代わりのゲーム機をください)

②代金を減額してください

③契約を解除します



買主

6 トラブルが起きたら どうすればよいの？

自分でトラブルを解決できないときは、
第三者の助けを借りることができます。

自分の権利を実現する方法を知ってお
きましょう。



≫ 契約の相手方が自ら義務を果たさない場合、
どのような手段で解決すればよいでしょう？



相手が請求に応じないときは、どうしたらいいのかなあ。

トラブル例

- 代金を支払ったのに商品が届かない。
- 見本と違うものが送られてきた。



話し合いで解決できないこともありそう。なんだか契約を結ぶのが不安だな。

裁判による紛争解決 (民事トラブルの場合)

裁判所が、当事者双方の主張を聞き、提出された書類や証人を調べた上で、当事者の権利が認められるかを法に照らして判断し、**判決**によって紛争を解決します。

判決に至る前に、裁判所が間に入って当事者の話し合いによる解決を促し、当事者が互いに譲り合って解決内容を合意する**和解**もあります。



裁判以外の中立・公正な第三者による紛争解決 (ADR)

※Alternative Dispute Resolution

当事者と利害関係のない公正中立な第三者が間に入り、当事者同士に話し合いを促し、利害を調整して、トラブルを解決する方法(**調停**)などがあります。

調停には民間事業者が行う調停のほか、裁判所が行う調停もあります。



適正な手続で、正しく法を適用することによって、具体的な紛争を解決することを**司法**というよ！



ひとりで悩まないで！
ここに連絡すれば**専門家**が
相談に乗ってくれるよ！

法律の専門家に直接アクセスするなら

■ 全国の弁護士会・弁護士会連合会



日本弁護士
連合会HP

■ 司法書士総合相談センター



日本司法書士
連合会HP

法的トラブルで悩んだときは

■ 法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし
0570-078374

(IP電話からは：03-6745-5600)

お問合せ内容に応じて、解決に役立つ法制度や相談機関・団体に関する情報を、電話やメールにより無料で提供します。



法テラスHP

消費者トラブルなど、困ったことが起こったときは

■ 消費者ホットライン



消費者庁 消費者ホットライン188 イメージキャラクター イヤン

地方公共団体が設置している最寄りの消費生活センターや、消費生活相談窓口を案内します。相談窓口では、消費生活相談員やそれに準じた専門知識・技術を持った人が対応します。

7 18歳からできること・20歳まではできないこと

成年年齢が18歳になっても、20歳まではできないことがあります。

18歳からできること、20歳まではできないことを確認しておきましょう！



【18歳からできること】

- 各種資格（公認会計士や司法書士など）の取得 ※取得できない資格もあります。
- 裁判員として刑事裁判に参加
- 性別の取扱いの変更の^{しんぱん}審判 ^{ほか}
- 普通自動車免許の取得、選挙での投票はこれまでどおり18歳からできます。

【20歳まではできないこと】

- ×喫煙
- ×飲酒
- ×公営ギャンブル ^{ほか}



※詳細は法務省民事局HP

注目!

2022年（令和4年）4月1日から

少年法も変わります！

18・19歳は…



**刑事処分の
範囲が拡大**



**実名報道が
一部解禁**

詳しくは
こちら！



※法務省刑事局HP



さいごに

契約について
理解できたかな？
契約は私たちの身近な
ところであって、
**生活を豊かに
してくれるのよ。**

成年になれば、自分の責任で契約を結ぶ
ことになるから、**よく考えて契約を
結ぶようにするぞ!!**

今までよりもっと
自由にやりたいことを
実現することが
できるようになるから、
**社会の中でいろいろな
ことに参加して
いきたいな。**



そうだね！ 契約をするときは、今日勉強したことを思い出してね。

これまで勉強してきた契約も、契約をした当事者同士にとっては、守らなくちゃいけない

ルールの1つだよ。社会にはルールがたくさんあるけど、それは、いろいろな

考えや価値観を持った人々が一緒に生きていくために必要だからなんだ。

これからも、契約やルールについて勉強して、みんなで一緒に、

誰もが尊重される自由で公正な社会をつくっていこう！



こ
こ
も
見
て
ね
！

